

# 令和4年度特定施設入居者生活介護整備事業者の公募について

## 1 趣旨

千葉市高齢者保健福祉推進計画（令和3年度～令和5年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、より良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、公募を実施します。

なお、当市の特定施設入居者生活介護を提供する介護付有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に登録するものを含みます）では千葉市民の入所率が低下しており、近年、その傾向が強まっていることを踏まえ、公募は当市の地域福祉への貢献度が高い、地域密着型サービスとします。

## 2 募集するサービスの種類及び施設種別

地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する介護付有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に登録するものを含みます。）

- \* 既に老人福祉法に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅に該当する運営を行っている場合、該当施設を対象とした応募はできません。
- \* 既存建築物の転用を可とします。（入居者がいない建築物に限ります。）

## 3 募集地域及び募集数

### (1) 募集地域

次に掲げる地域（市街化区域に限る。）

- ・中央区3（青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町）
- ・花見川区1（内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台）
- ・花見川区2（天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川）
- ・花見川区3（犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2丁目～4丁目）
- ・花見川区5（朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂）
- ・稲毛区1（柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町）
- ・稲毛区3（作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町）
- ・稲毛区4（穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町）
- ・若葉区2（都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台）
- ・若葉区4（大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町）
- ・若葉区5（五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町）
- ・緑区2（大膳野町、高田町、平川町、誉田町）
- ・美浜区（全域）

### (2) 募集数

6施設：174人分（地域密着型につき、1施設当たりの定員は29人以下となります。）

## 4 募集の要件

- ① 現在の「千葉市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合していること。  
また、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受ける場合は、申請時の登録基準に適合していること。

- ② 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- ③ 「千葉市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」その他の介護保険関係法令等の基準を満たし、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準も満たしていること。
- ④ 選定後は、所管課との事前協議を行い速やかに施設整備に着手すること。
- ⑤ 令和6年3月31日までに地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受け、事業を開始すること。
- ⑥ 事業計画書提出時及び選定後に、事業計画について近隣住民及び自治会等への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を求めること。
- ⑦ 既存建築物を転用するときは、建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。また、新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）

## 5 公募スケジュール（予定）

令和4年	6月 1日	公募申込み受付開始
	6月30日	公募申込み受付締切
	7月15日	公募説明書配布
	9月 1日	事業計画書受付開始
	10月28日	事業計画書受付締切
令和5年	～1月中旬	審査、選定
	1月下旬	整備事業者決定

## 6 公募申込期間及び申込方法

申込期間：令和4年6月1日（水）～6月30日（木）

申込方法：郵送で以下の書類を提出してください。

なお、提出前に必ず事前に電話で提出予定日を連絡してください。

<公募申込提出書類>

- ① 令和4年度 地域密着型特定施設入居者生活介護公募申込書
- ② 法人の概要（法人の所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等）

## 7 留意事項

- ・公募申込みを行った事業者は、メールにて説明資料を送付します。公募への参加を希望する事業者は、必ず公募申込みしてください。（公募申込みを行った事業者のみが公募に参加することができます。）
- ・公募申込みの時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- ・公募申込みは、運営予定法人に限ります。運営予定法人以外（例：建築施工業者、設計事務所等）が公募申込みを行うことはできません。
- ・公募申込みは、1法人1回に限ります。複数の公募申込みはできません。
- ・説明資料送付の後、事業計画書の受付を開始します。必要書類、審査基準等は、説明資料で提示します。（※事業計画書の数は、1運営法人につき1事業計画に限ります。）
- ・本件公募への応募に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- ・施設整備に対しての千葉市からの補助金等はありません。

## 8 提出・問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課施設支援班

TEL：043-245-5256 E-mail：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp